

TOPIC

金融庁「2022事務年度金融行政方針」と金融機関の課題

2 2022事務年度金融行政方針と

金融機関に求められる取組み

有限責任監査法人トーマツマネージングディレクター

弁護士・ニューヨーク州弁護士

今野 雅司

はじめに

金融庁は、2022年8月、2022事務年度の重点課題に対する金融行政の方針につき、「2022事務年度金融行政方針」を直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ」として公表した。2022事務年度の金融行政方針も、①経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ、②社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する、③金融行政をさらに進化させる、という三部構成の大枠は維持している。他

方で、コロナのみならずウクライナ情勢等の外部環境の変化を意識した記載や、国民の安定的な資産形成に関する記載がみられるなど、2022事務年度に特徴的な記載もみられる。さらに、顧客本位の業務運営等、これまで記載されてきた事項についても改めて注意喚起しており、特に仕組債（スワップやオプションなどのデリバティブを組み込んで運用を行う債券）については、顧客の真のニーズに資するものであるか複数の箇所

で問題提起し、取扱いの継続の要否を経営陣で検討するよう求めている（次頁図表1）。

本稿では、金融行政方針の位置づけや2022事務年度金融行政方針の概要につき簡単に説明したうえで、コンプライアンス等の観点から特に重要なポイントおよび金融機関に求められる取組みにつき概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、またこれまでに所属したいかなる組織・団体の見解を示すものではない。

一 金融行政方針の位置づけと2022事務年度金融行政方針の概要

1 金融行政方針とは

金融庁は、2015事務年度以降、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、事務年度ごとに「金融行政方針」を策定・公表しており、その実施結果を検証し、次年度の金融行政方針に反映することで、PDCAサイクルに基づく業務運営を強化している。全体の構成は事務年度ごとに若干の違いがみられるが、2022事務年度の金融行政方針は、①3つの重点課題を1枚のスライドにまと

TOPIC

金融庁「2022事務年度金融行政方針」と 金融機関の課題

1 2022事務年度金融行政方針のポイント

金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策企画室長

犬塚 誠也

金融庁

Financial Services Agency

はじめに

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策や行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進みつつある。しかし、ロシアによるウクライナ侵略やこれに伴う原材料価格等の物価高騰、円安の急速な進展など、わが国を取り巻く金融経済環境はいっそう厳しさを増している。我々が直面する数々のこうした歴史的な難局を乗り越え、未来を切り拓くことを金融面から後押ししていくことが、金融行政が取り組むべき最優先の課題である。他方で、気候変動問題への対

応、デジタル化の進展、スタートアップ支援などの社会課題を単に解決すべき障害と捉えるのではなく、成長のエンジンへと転換し、持続的な成長につなげていくことが重要である。結果として、成長の果実が広く国民に還元され、国民の資産形成とさらなる消費や投資につながる「成長と分配の好循環」の実現を目指していきたい。

こうした我々の目指すべき方向性を簡潔に言い表したのが、今年8月に公表した金融行政方針の副題「直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ」である。この考えに沿って、金融行政方針では、重点課題として3つの柱「経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ」「社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する」「金融行政をさらに進化させる」を掲げている。

本稿では、金融行政方針に掲げた内容のうち、取り組むべき課題や施策の方向性等を可能な限り紹介したい。なお、文章中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する組織の見解でないことをあらかじめお断りさせていただいた。また、事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援を含め、金融機関による事業者支援に万全を期すよう求めていく。コロナや原材料価格の高騰による影響、デジタル化への対応など、事業者が置かれた状況は千差万別であり、必要とされる支援メニューについても、資金繰り支援なのか、経営改善・事業転換支援なのか、事業再生支援なのかなど、事業者の実情に応じて異なってくる。金融機関においては、事

一 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

地域活性化学会金融部会研究会

ファンドを活用した地域活性化

小野浩幸、松本直人、川分陽二、山口省藏

●開催日・会場

9月11日(日)

関東学院大学

金沢八景キャンパス

●開会の挨拶

小野浩幸

(地域活性化学会金融部会長、山形大学教授)

●報告者

松本直人

(前フューチャーベンチャーキャピタル社長)

川分陽二

(フリーバンク

キャピタル社長、

フューチャーベンチャー

キャピタル創業者)

●ファシリテータ

山口省藏

(株式会社金融経営

研究所所長)

開会挨拶・
テーマ説明

小野 今回のテーマは「ファンドを活用した地域活性化」です。地域では産業活性化に必要な資本の調達が都会よりも難しく、克服方法の一つとしてファンドがあるのではないかと思えます。しかし、これまで地域企業へのファンド投資は難しいとされてきました。「それはなぜか?」、「どう克服すればいいの?」が本日の問題意識です。

このテーマを議論するのに最適なお二人をプレゼンテータとしてお招きしています。私の印

象では、お二人はある部分では共通し、ある部分では対照的な考え方をもちます。

お二人の考え方の共通点には、渋沢栄一の「合本主義」に通じるものがあります。合本主義は、「公益に資する使命や目的を達成するのに最も適した『人材』と『資本』を集め、事業を推進させること」とされています。単なる資本主義を超えて社会を変化させるには、①共有する目的と信頼、②人材・ネットワーク、そして③資本が必要だと説明されています。この点を含め、地域活性化とファンドの活用について考えてみたいと思います。

山口 本日のテーマについて、3つ問いを用意してあります。

1つ目は、「エクイティの活用に適した地域の企業とは?」です。地域の企業の資金繰りは、従来型のビジネスモデルであれば、従来の融資(デット)で十分ではないのか。だとすると、どういった地域企業にエクイティ投資を活用すればいいのでしょうか。

2つ目は、「地域企業投資のイグジットのしにくさをどう考えるか?」です。地域の企業では、なかなか上場まで行きつく企業はありません。IPOを期待できない地域企業へのエクイティ投資のイグジットをどう考えたらよいでしょうか。

手形・小切手の電子化

電子交換所の設立の経緯と概要

一般社団法人全国銀行協会 事務・決済システム部 田中英仁

2022年11月4日、全国銀行協会（以下、「全銀協」という）が設置、運営する電子交換所は交換決済を開始する。

これにより、電子交換所は同日以降が国唯一の手形交換所となり、1879年に設立された大阪手形交換所から始まるわが国の手形交換所の歴史は大きな転換期を迎えることとなる。そこで本稿では、電子交換所の設立に至った経緯、電子交換所における業務の概要のほか、電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改正について述べることにする。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆

者が所属している組織の見解ではない。

1 電子交換所設立の経緯

1 手形交換の現状

手形交換は、手形現物を支払場所に呈示する直接取立の代替として、一定の地域内の金融機関が一所に参集して相互に手形・小切手等の証券（以下、「手形」という）を交換呈示し、受取手形と支払手形との差額を決済することで手形金の決済を済ませるといふ決済制度である。手形交換に参加する金融機関（以下、「参加銀行」という）は、取立事務の簡便化による取立コ

スト合理化と支払準備負担の大幅削減を図ることができる。一方で、一定の時間内に手形現物の授受が可能であり、不渡返還等の手続きも所定の時間内に可能でなければならぬとの制約があるほか、手形流通の地域性から、本稿執筆時点（2022年10月）において全国で179の手形交換所（注1）に分かれて、それぞれ手形交換が行われる。

全国の手形交換高（注2）は、1990年に年間約4797兆円とピークをつけた後、一貫して減少を続け、2021年現在では年間約123兆円と、ピーク時の40分の1程度まで大幅に

減少している。手形交換高減少の背景はいくつか考えられるが、キャッシュフロー改善のための支払サイトの短縮化、インターネットバンキングの普及、印紙税等のコスト削減などが挙げられる。手形交換高の減少に伴う手形1枚当たりのコストの上昇により、手形交換業務の効率は金融界全体の喫緊の課題となっている。

2 政府成長戦略とそれを踏まえた銀行界の手形利用の廃止に向けた取り組み

2017年6月、政府の「未来投資戦略2017」（注3）に「オールジャパンでの電子手